

1. 国民年金保険料の前納・初回振替対象期間の柔軟化について

国民年金の保険料は毎月末までに、前月分を納付するのが原則ですが、6カ月分～2年分をまとめ払いすると1カ月当たりの保険料が安くなるのは知られていることと思います。前納の単位は6カ月、1年、2年で、4月～翌年3月までの年度単位(6カ月前納は4月～9月、10月～翌年3月)で区切られています。令和6年2月までは、例えば年度途中で1年前納を選択した場合、次の3月までは割引なしの毎月納付をする必要がありましたが、この令和6年3月から年度途中で前納が可能になり、初回振替対象期間の柔軟化が図られています。例えば1年前納、初回の納付が8月末の場合、8月分～翌年3月分の8か月分を納付することになります。

国民年金保険料は納付書払いのほか、口座振替、クレジットカード払いもあります(当月末納付は口座振替のみ)。割引額は原則の翌月末納付を当月末納付とすると50円の割引で、2年前納が一番1カ月当たりの保険料が安くなります。また、払い方も納付書払い、クレジットカード払いよりも口座振替が一番安くなります。ただし、クレジットカード払いの場合はクレジットカードのポイントが付く場合があるのでその分お得に感じることもあるかもしれませんが(国民年金保険料はポイントの対象とならないクレジットカードもありますのでご自分のカードが対象かお調べください)。

2年前納の額は40万円近い額となり用意するのがたいへんですが、令和6年の実績で原則の納付方法に比べ16,590円割引となりました。4%以上の割引ですので銀行預金するよりだいぶ有利と言えるのではないのでしょうか。前納の手続きは年金事務所へ申込書を提出しますが、納付方法により申込書が異なりますのでご注意ください。



2. 賃金の前払いについて

従業員が給料を前借りたいと申し出てきたときに、会社はどのような点に気を付ければよいのでしょうか。

まず、労働基準法(以下労基法)24条では、賃金の一定日払の原則を規定されています。基本的に会社は毎月一回以上、定期的に支給期日を守ってさえいれば、労働者が前借りを申し出たとしても、これに応じる法的な義務はありません。ですので、給料の前借りができるかどうかは会社の判断に任せられることとなりますので、これに応じなくても法違反になることはありません。

一方で、非常時払を規定した労基法25条は、労働者が、出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合には、支給期日前でも、既往の労働に対する賃金を支払わねばならないとされています。厚生労働省令の非常の場合には、・労働者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害。・労働者又は労働者の収入によって生計を維持する者の結婚、死亡、又はやむを得ない事由による1週間以上にわたる帰郷です。

会社は、基本的に前借りに応じる義務はありません。しかし、従業員が非常の場合には、概におこなった労働分の給料を支払わなくてはなりません。これからおこなう予定の労働に対して給料を支払うように(前借り)求めているものではありません。また、既往の労働に対する賃金については、労働者のみならず、労働者の収入によって生計を維持する者についても非常時払いを請求し得るということになります。

3. 新卒大学生の就職意識の動向 ～2025年卒大学生の意識結果より～

最近の若者の就職意識(マイナビ 2025年卒大学生対象)では、行きたい会社は大企業志向が高まっている結果でしたが、行きたくない会社は「ノルマがきつそうな会社」が38.9%で最多、「転勤が多い会社」も4年連続で増加し、初めて3割を超えました。共働きが増える中で、ライフスタイルの変更を余儀なくされる転勤への抵抗感が高まっているようです。

● 編集後記 ●

先日、淡路島で渦潮クルーズに乗ってきました。自然の力で生まれる渦潮は、間近で見ると圧倒的な迫力です。船が渦潮に近づくと、水面が力強く動き、息を呑むほどでした。ガイドさんの説明もわかりやすく、渦潮の成り立ちを学ぶことができました。皆さんもぜひ一度体験してみてください。自然の偉大さを肌で感じるができます。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート

特定社会保険労務士

秋山幸子 (登録NO.13050514)

三鷹市下連雀 3-38-4

三鷹産業プラザ 307

TEL:0422-24-8625

FAX:0422-24-8605

E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部

メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山